

インターネット上における犯罪に関する情報収集に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年六月二十日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

インターネット上における犯罪に関する情報収集に関する質問主意書

近年、インターネットを通じた共同犯罪、犯罪の予告などが発生している。これらの状況に対応するため、総務省がインターネット上の犯罪予告の通知をインターネット接続業者に要請したが、インターネット上の情報は大量にあり、それを人がモニターすることは不可能であると考える。また、単に情報を集めるだけでなく、大量の情報から重要な犯罪予告をいかにして抽出するか、犯罪を未然に防ぐためのリアルタイム性などが重要だと思われる。

そこで、以下質問する。

データマイニング（データ解析技術）など最先端の情報技術によるインターネット上の犯罪に係る情報を自動的に抽出する技術の活用を図るべきだと考えるが、そのような検討を政府は行う用意があるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

